

特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度の標章の使用について

(目的)

第一条 この規約は、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成二十九年国土交通省告示第千十三号。以下「規程」という。）第十条第一項に規定する標章を定めるとともに、適正な手続のもとでその使用を促進することにより、住宅購入者が安心して既存住宅を購入することができる環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規約における用語の意義は、規程に定めるところによる。

(標章)

第三条 規程第十条第一項に規定する標章は、「安心R住宅」及び別記様式第一号様式に定める標章とする。

(使用者の資格)

第四条 標章を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 国土交通省
- 二 登録特定既存住宅情報提供事業者団体
- 三 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（広告以外の記事又は情報提供として掲載する場合に限る。）
- 四 その他国土交通大臣が標章の使用を許諾した団体等

2 次の各号に掲げる者は、規程第十一条第一号に規定する登録特定既存住宅情報提供事業者団体の許諾を得て、標章を使用することができる。

- 一 構成員（当該登録特定既存住宅情報提供事業者団体の社員等に限る。）
- 二 前号の構成員の行う特定既存住宅情報提供事業に係る特定既存住宅について、住宅購入者から売買の媒介を依頼された宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者であつて、規程第十条第二項の規定により当該構成員が指定したもの（以下「客付業者」という。）

3 前二項の規定による場合を除くほか、何人も、標章を使用し、又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(標章の使用許諾)

第五条 前条第一項第四号に該当する者が標章を使用しようとするときは、別記様式第二号による標章使用申請書を国土交通大臣に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を得た者は、標章を標章使用申請書に記載した使用目的以外の目的に使用してはならない。

(標章を使用する者の遵守事項)

第六条 標章を使用する者は、「特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（「安心R住宅」）ロゴマーク使用マニュアル」を遵守しなければならない。

2 第四条第二項第一号に該当する者は、標章を使用するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 規程第十条第二項各号に掲げる事項

二 あらかじめ売主の承諾を得て、宅地建物取引業法第三十四条の二第三項に規定する専任媒介契約を締結すること。この場合において、当該売主がその承諾を撤回し、又は専任媒介契約を解除したときは、速やかに標章の使用を中止すること。

三 規程第十条第二項第一号に規定する書面に、同号ニの書類として次に掲げる事項に関する書類の保存状況を記載すること。

イ 建築時の情報

ロ 維持保全の状況に係る情報（当該特定既存住宅の所有者自らが行ったものに関する情報を除く。）

ハ 保険又は保証に係る情報

ニ 省エネルギーに係る情報

ホ 共用部分の管理に係る情報（当該特定既存住宅が共同住宅等である場合に限る。）

四 規程第十条第二項第一号の書面を作成したときは、社印を押印するとともに、作成後三年間、保存すること。

五 標章に登録特定既存住宅情報提供事業者団体の名称を併記すること。この場合において、複数の登録特定既存住宅情報提供事業者団体に属しているときは、特定既存住宅ごとに、いずれの団体の構成員として標章を使用するかを選択するとともに、一の特定既存住宅に使用する標章に併記する登録特定既存住宅情報提供事業者団体の名称は、当該選択した団体のものとする。

六 特定既存住宅に関する広告に、原則として以下に掲げる事項を表示すること。

イ 「安心R住宅」の概要及び問合せ先

ロ 住宅リフォーム工事の実施判断の基準に適合する住宅リフォーム工事が実施されていること又は規程第十条第二項第一号ハに規定する提案書（以下単に「提案書」という。）が作成されていること

ハ 特定既存住宅の外装、主たる内装、台所、浴室、便所及び洗面設備の現況を記録するために撮影した写真等

ニ 第三号に掲げる事項に関する書類の保存状況

七 住宅購入者に対し、登録特定既存住宅情報提供事業者団体の名称、規程第十二条第三号の相談等に応ずる事務所の連絡先及び利用方法を説明するとともに、住宅リフォーム工事の実施判断の基準を開示すること。

八 自ら又は当該特定既存住宅が国土交通省に登録されているとの誤認をされないようにすること。

九 規程第十一条第一号の許諾を得たことをもって、国と関係がある事業者が取引主体となっていると誤認されるおそれのある広告の表示及び国が構成員と共同又

は構成員を後援していると誤認されるおそれのある広告の表示をしないこと。

十 客付業者に対して特定既存住宅に関する広告を承諾するときは、規程第十一条第二号に規定する構成員が遵守すべき事項を遵守しなければならない旨を特記事項として記載した書面により行うこと。

十一 毎事業年度の終了後一月以内に、特定既存住宅情報提供事業の実施状況等を、登録特定既存住宅情報提供事業者団体へ提出すること。

3 第四条第二項第一号に該当する者は、住宅購入者に対し提案書を交付するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 提案書の作成者に対し、あらかじめ、住宅リフォーム工事の実施判断の基準に照らし住宅リフォーム工事が必要となる特定既存住宅の部位又は設備及びそれらの数量を提示すること。

二 提案書を、以下に掲げる要件に適合するものとすること。

イ 当該特定既存住宅の規模等を勘案したものであり、かつ、現況と同等以上の仕様であること。

ロ 住宅購入者へあつせんすることができる住宅リフォーム事業者の過去の施工実績等に照らして、原則として提案書に記載された費用に関する情報の範囲内で住宅リフォーム工事を実施できるものであること。

三 住宅購入者に対して、提案書に基づき住宅リフォーム工事を行うことを取引条件として当該特定既存住宅を売買するものではない旨を説明すること。

4 客付業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 規程第十条第二項各号に掲げる事項

二 第二項第五号から第九号までに掲げる事項

三 前項第三号に掲げる事項

四 標章に、当該客付業者を指定した構成員が標章に併記した登録特定既存住宅情報提供事業者団体の名称を併記すること。

五 売主が第二項第二号の承諾を撤回し、又は同号の専任媒介契約を解除したときは、速やかに標章の使用を中止すること。

(登録特定既存住宅情報提供事業者団体の遵守事項)

第七条 登録特定既存住宅情報提供事業者団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 社員等のうち構成員以外の者に、標章を使用させないこと。

二 構成員が規程第十条第二項第一号の規定により提出した書面の写しを、受理後三年間、保存すること。

(標章の有効期間)

第八条 標章は、次の各号に掲げる日のうち最も早い日をもって効力を失う。

一 売買の契約日

二 第六条第二項第二号の専任媒介契約の有効期間の満了の日

三 提案書が交付される場合には、当該提案書の有効期限

四 当該特定既存住宅の売買に係る既存住宅売買瑕疵保険契約を締結するための検

査の有効期限

- 2 次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、標章は、その期日をもって効力を失う。
 - 一 登録特定既存住宅情報提供事業者団体が規程第三条第二項の規定による登録の更新を受けなかったとき。
 - 二 登録特定既存住宅情報提供事業者団体が規程第三条第一項の登録を抹消されたとき又は規程第十条第一項の許諾を取り消されたとき。
 - 三 規程第十一条第一号の許諾を得た構成員がその許諾を取り消されたとき。
 - 四 売主が第六条第二項第二号の承諾を撤回し、又は同号の専任媒介契約を解除したとき。

(第三者使用の禁止)

第九条 標章を使用する者は、登録特定既存住宅情報提供事業者団体が、当該団体の構成員に対して標章の使用を許諾する場合を除き、国土交通大臣の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(使用料)

第十条 標章の使用料は、徴収しない。

(使用の差し止め)

- 第十一条 国土交通大臣は、標章の使用目的、使用方法等が適当でないと認めたときは、第四条第一項第二号又は第四号に該当する者に対し、許諾を取り消すとともに、標章の使用の差し止めを請求することができる。
- 2 国土交通大臣は、標章の使用目的、使用方法等が適当でないと認めたときは、第四条第一項第三号に該当する者に対し、標章の使用の差し止めを請求することができる。
 - 3 登録特定既存住宅情報提供事業者団体は、第四条第二項各号のいずれかに該当する者による標章の使用目的、使用方法等が適当でないと認めたときは、規程第十一条第一号の許諾を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、当該登録特定既存住宅情報提供事業者団体に対し、標章の適正な使用を確保するために必要な措置をとることができるとともに、当該者に対し、標章の使用の差し止めを請求することができる。
 - 4 前三項の規定により、規程又はこの規約に違反したことを理由に使用の差し止めを請求する場合、国土交通大臣は、当該請求に起因する損害賠償責任を、一切負わない。

附 則

この規約は、平成二十九年十一月六日から施行する。ただし、第四条第二項の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

別記様式第一号（第三条関係）

標準色



安心R住宅

モノクロ



安心R住宅

特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度

標章使用申請書

国土交通大臣 殿

特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度の標章の使用にあたり、下記のとおり使用の許諾を申請します。

「特定既存住宅情報提供事業者登録制度の標章の使用について」及び「特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（「安心R住宅」）ロゴマーク使用マニュアル」を遵守します。

記

1. 会社名・団体名	
2. 本店所在地又は主たる事務所の所在地	
3. 代表者名	印
4. 担当者連絡先	
（1）所属部署	
（2）役職	
（3）氏名	
（4）電話番号	
（5）FAX 番号	
（6）Email アドレス	
5. 使用開始予定日	平成 年 月 日
6. 使用目的	